

市県民税の申告について（お知らせ）

- ◎ 今年もまた市県民税の申告で市民の皆さま方にご足労を煩わす時期となりました。
- 市県民税の申告は、地方税法および市税条例にもとづいて、次の①該当の方は、かならず提出して戴くよう、義務づけられておりますので、申告説明書をよくお読みのうえ、申告期限（3月15日）までに申告されるようお願いいたします。
- なほ、申告を義務づけられている方が申告書を提出しなかった場合は雑損失控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料等の控除が適用されないのは勿論のこと、場合によっては、30,000円以下の過料に処せられることもありますのでご注意ください。
- ◎ ① 申告書を提出する義務のある方
- イ、昭和44年1月1日現在市内に住所を有する方で②、③該当以外の方
- ロ、③該当の方で、昭和43年中に火災、盗難等により雑損失を有し、雑損失控除を受けようとする方、および昭和43年中に多額の医療費支出があり、その医療費控除を受けようとする方のうち、②の税務署に確定申告書を提出しなかった方。
- ◎ ② 申告書の提出を要しない方
- イ、昭和43年中に所得を有しない方。
- ロ、昭和43年所得について、税務署に確定申告書を提出された方。
- ◎ ③ 認意に申告書を提出していただく方
- 給与支払報告書を提出する義務のある事務所、事業所から給与の支払を受けている方で昭和43年中に給与以外の所得を有しなかった方、
- 註、上記該当の方は原則的には申告書提出の義務はありませんが、扶養証明等について申告書の提出がないと、証明書の発行が出来ない場合もあるので、認意に提出していただくようお願いいたします。この際は、申告書A号様式の②までについて記載し、源泉徴収票を添付するだけで結構です。
- ◎ 申告書用紙は2月末日頃までには、お手もとに送付される予定ですが、①該当の方でその頃までに申告書用紙が送付されなかった方及び、記載上等について不明の点がある方は、市役所税務課又は花矢支所税務課にご連絡ください。
- ◎ 市では申告の便をはかるため、次の日程により出向いて申告書の記載指導をいたしますので、該当地区の方は、出来るだけ当日申告を済まされるようお願いいたします。

【日程表は裏にあります】